

自分薬局/Jibun 薬局におけるサービス提供体制について

- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
- 当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応需します。
- 当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）・バイオ後続品による調剤を積極的に行っています。
- 当薬局は、服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行います。
- 当薬局は、電子処方箋に応需します。
- 当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療を受給され、医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■ 夜間・休日等における加算について

営業時間は各店舗のページに示す通りです。

営業時間内であって下記時間帯に処方せん調剤した場合、夜間・休日等加算（3割・120円）を算定させていただきます。

平日：午後7時～閉店まで　土曜日：午後1時～閉店まで

休日（12月29日～1月3日を含む）：営業時間中

営業時間外の時間外調剤料について下記の通り加算させていただきます。

時間外加算：午後6時～午後10時・朝6時～朝8時（技術料の10割加算）

休日加算：日曜日および国民の祝日と12月29日～1月3日（年末年始）（技術料の14割加算）

深夜加算：午後10時～朝6時（技術料の20割加算）

地域医療の確保のため輪番制による休日当番保険薬局では救急医療の確保のために調剤を行ったとして休日加算を算定させていただきます。

■ 保険外のサービス費用について

下記以外は、1回につき配送料金として500円（税込）を申し受ける場合がございます。

- ・処方医からの指示があって、経腸栄養剤等1人での運搬が困難な場合
- ・松葉杖等を必要とし歩行が困難な場合
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導並びに居宅療養管理指導における訪問による薬剤管理の場合
- ・お薬の不足等による持参の場合

令和6年10月から後発医薬品があるお薬で、先発医薬品での調剤を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。詳しくは[厚生労働省のホームページ](#)をご確認ください。

- 保険調剤点数表は[こちら](#)をご確認ください